

お知らせ

現場代理人の適正な配置について

所沢市が発注する建設工事における現場代理人については、「建設工事請負契約約款第10条第2項」の規定に基づき、工事現場に常駐することを義務付けています。

また、営業所における専任の技術者については、営業所に常勤して専らその職務に従事すること（監理技術者制度運用マニュアル：最終改正令和2年9月30日国不建第130号）が求められていることから、入札公告などの添付資料として「建設工事の入札参加及び施工における注意事項」において、『営業所の専任技術者を現場代理人とすることができない』旨の周知を図っていますが、新たに令和2年4月1日以降に入札公告を行うものより、『営業所の専任技術者が現場代理人を兼務していないことを確認するための書類の提出』を求める取扱いとなりますのでお知らせします。

1. 提出書類

建設業許可申請書添付書類の全ての営業所及び業種の『**専任技術者証明書(様式第八号)の写し**』及び『**専任技術者一覧表(別紙四)の写し**』

2. 提出時期

開札後、落札候補者と決定された日の翌日から起算して、**原則2日以内（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）**に所沢市総務部契約課へ提出する。